

# 評議員及び役員の報酬に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

## (範 囲)

第3条 この規程を適用する者は、評議員、理事及び監事とする。

## (報 酬)

第4条 報酬は、無報酬とする。ただし、定款第27条ただし書きにより常勤の役員に報酬等を支給する場合は、評議員会の決議により、報酬等の額を定めるものとする。

## (補 則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の設立登記の日（平成23年4月1日）から施行する。